

国民健康保険税 第9期  
固定資産税 第4期



## 令和4年度 税制改正大綱 その2

令和3年12月24日に令和4年度の税制改正大綱が閣議決定しました。  
今回も、前回に引き続き一部ご報告します。

### 中小企業向け賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制は、中小企業者等が、**前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度**です。

#### ・制度の概要

R4. 4. 1～R6. 3. 31までの期間内に開始する事業年度が対象(個人事業主はR5年からR6年まで)

	適用要件	税額控除
《通常の場合》	雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除
《上乗せの場合》	雇用者給与等支給額が前年度とくらべて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除  《税額控除額の上限》 法人税額又は所得税額の20% (通常・上乗せ共通)

#### ・令和3年度改正による主な変更点

適用要件を、雇用者給与等支給額に一本化・簡素化

旧制度	新制度
適用期間: R3. 3. 31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R3年までの各年)	適用期間: R3. 4. 1からR5. 3. 31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R4年からR5年までの各年)
《適用要件(通常の場合)》  雇用者給与等支給額が前年度よりも増加 かつ 継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	《適用要件(通常の場合)》  雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加  継続雇用者要件は、撤廃
《適用要件(上乗せ要件)》  継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと 上記①、② 省略	《適用要件(上乗せ要件)》  雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと 上記①、② 省略

#### <類似業種平均株価表(R3年11月、12月分)・国税庁が公表>

国税庁は令和4年1月14日付、「令和3年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。URLは？

[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r03/2201\\_01/index.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r03/2201_01/index.htm)

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります。従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。

企業等の経営者で、自社株式の株価を知りたい場合(有料の場合があります)は、当事務所へご相談ください。